資料４
産業競争力･研究力中核大学群に関する WG
（第４回） R8.11.16

第 4 回産業競争力・研究力中核大学群に関する WG への意見書

内閣府本府参与　上山隆大

11 月 16 日に開催される第 4 回の WG への出席が難しいため、産業競争力・研究力中核大学群の在り方ならびに政府が整えるべき制度設計に関して意見書を提出する。

1. 産業競争力・研究力中核大学群の政策理念について

2025 年 9 月に文科・経産両省が共同設置した「世界で競い成長する大学経営のあり方に関する研究会」やこの WG の親部会「イノベーション小委員会」での議論を通して明確になってきたことは、産業競争力・研究力中核大学群の創設が、CSTI や文部科学省が推進してきた「大学改革」の路線とは明らかに異なる政策軸を念頭に置かねばならないということである。

このことは、「我が国の 17 の戦略分野に関わる成長戦略との関係から大学支援を考えてほしい」という、日本成長戦略会議における総理の指示からも明確である。具体的に言えば、日本成長戦略が掲げる 15 年間 370 兆円の官民投資拡大の先導を果たす役割が、産業競争力・研究力中核大学群に期待されていると考えなければならない。また、新しい大学支援制度が 15 年程度の中長期にわたると想定されることからも、両者の親和性は明らかである。

370 兆円のうち民間からの国内投資の割合は明確にされていない。しかし、内閣官房の試算によれば、2040 年度時点で国内の民間設備投資は年間 230 兆円（研究開発を含めた国内投資全体では 250 兆円）とされており、こうした民間投資を誘発する一定の役割が産業競争力・研究力中核大学群に期待されることになるだろう。したがって、この度の政策を、国際卓越研究大学や J-PEAKS と同列のスキームで捉えるのは間違っている。たとえば国際卓越研究大学に選ばれた大学は、民間資金を中心として年 3%の財務成長を求められている。従来の研究大学にとっては、この数字であっても目標として掲げることは容易なことではなかった。しかし、日本成長戦略で企図されている国内投資の規模はこれを遥かに超えているのである。

国際卓越研究大学制度や J-PEAKS 制度が「大学改革」の政策であったとすれば、産業競争力・研究力中核大学群への支援は、我が国の産業強靭化の礎となる政策そのものだと言っても過言ではない。別の表現をすれば、前者がバイ・ドール法の世界での改革であった

のに対し、後者はポスト・バイ・ドール法の世界での大学政策と考えるべきである。

2. ポスト・バイ・ドール法における大学政策

これまでの大学改革政策は、科学技術を中心に比較的自由な研究テーマに対して公的支援を拡大し、そこから生まれた研究シーズに知的財産権を設定して産業界へと技術移転を推進する、「バイ・ドール法」、「大学等技術移転促進法（TLO 法）」、「SBIR 制度」などの枠組みで推進されてきた。文科省の「共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)」、「オープンイノベーション機構」、「産業・科学革新人材事業（INSIGHT）」もこの路線で構築されており、国際卓越研究大学も J-PEAKS もこの世界での大学環境の改革を企図したものであった。

これに対して 2010 年ごろからの世界のポスト・バイ・ドールの政策で力点が置かれるようになったのは、まず国のビジョンを設定し、それに沿って研究の活用を促進するミッション・オリエンテッドな研究投資の官民を含めた急速な拡大である。「ビジョンが先で研究が後」と言い換えてもいい。この度の重要技術開発を中心とした 17 の領域での官民投資を呼び込む政策はまさにこの路線に沿っている。

そのように考えれば、一つの大学が、量子技術、半導体、AI などの重要技術のどれかに関わる官民投資を成長戦略に沿って拡大するミッションを引き受けることができるとは筆者には思えない。仮にどこかの大学をヘッドクオーターとするとしても、さまざまな大学や研究開発法人の研究シーズをパッケージ化し、その全体像を示さなければ民間企業が自社の経営戦略の中心として大型の資金を拠出することはないだろう。そして日本成長戦略を支える産学連携のミッションは、その規模も理念も実践も、大学組織内の産学連携本部、知財本部、オープンイノベーション機構、産業・科学革新人材事業（INSIGHT）、クロスアポイントメントを通した大学連携などの文科行政の枠を遥かに超えている。

やるべきことは、大学の研究やシーズからの発想ではなく、まず企業の経営戦略に基づいた産業界のニーズから官民投資のコンセンサスを作ることであり、それは従来の大学内組織、事務能力、キャンパス内の活動では決して対処できない。

3. 大学のオフキャンパス機能の必要性

このように考えれば、今年の概算要求で確保される産業競争力・研究力中核大学群への予算は、大学内の従来の産学連携の延長ではなく、選定された大学にこのミッションを十

全に遂行できる産業オフキャンパスを作り、そこに文科行政から切り離された拠点を整備することに使うべきだろう。

3-1. 経産省の事項要求予算

経産省が「事項要求」として確保する資金は次の目的のために投下されるべきである。(1) 大学法人の「外側」に民間資本による受け皿（LLC や株式会社、あるいは技術研究組合）を作ること、(2) 文科省の補助金を一切入れず、会計・人事・知財ルールを大学本体と完全に切り離すこと、(3) 経済産業省の産業政策や、民間金融機関・不動産デベロッパーの投資スキームと直結させること、である。要約すれば、「文科省の管轄（大学本体）の外側に、民間と経産省のロジックで動く別空間をどう接続するか」という設計こそがこの規模の官民投資を実現する唯一の方法であると考える。そして選定された大学に敷設される「バイ・ドール法が一切適用されない『純粋な民間契約の空間』の組織」が、さまざまな他の大学の研究シーズとの連携を推進する役割を担うのである。

このスキームは、ある意味で経産省が推進してきた産総研（AIST）、技術研究組合（CIP：Collaborative Innovation Partnership）やその関連スキームの拡大版だと捉えることもできる。2023 年に作られた事業化推進会社「AIST Solutions」は一つのモデルと言えるだろう。この組織は、論文作成義務がなく実用化開発を専業とするエンジニアを備え、公的研究機関の枠組みを超えた柔軟な知財のパッケージ化、スタートアップ創出、企業のニーズに直結した事業プロデュースなど、よりアメリカ的な商業ベースの研究開発の社会実装を作ろうとしている。経産省の予算はこうした構造を作ることに投下されるべきである。

3-2. 文科省予算の使いみち

文科行政の枠内でこのような事業を実行しようとしても、「学術・教育目的」での厳格な会計検査や透明性を求められ、「論文の被引用数」「博士号取得者数」「基礎研究の卓越性」に重きが置かれている文科省の評価の対象となり、企業の製品化のために秘密保持（論文非公開）で開発を行うことは難しくなり、評価指標（KPI）にプラスになりにくいため、大学執行部も文科省の顔色をうかがって本気でリソースを割くインセンティブが働かない。

一方で、文科省が行なっている概算要求の資金は、「共用プラットフォーム・大型設備」の整備資金、「人材の流動化（クロスアポイントメント）」の補填資金、オンキャンパスでの基礎研究・概念実証（PoC）などの「プレ・オフキャンパス（TRL1〜3）」の育成、博士人材・起業家教育（エコシステムの外周）への投資などに用いられるべきだと考える。

4. 金融プラットフォームとの連携

重要技術領域ごとにそのヘッドクオーターを任される研究大学を選別しても、その大学だけで上に述べたような「研究事業シーズ」をさまざまな大学や研究開発法人から探索し発見し、その研究シーズの事業化への翻訳人材を揃え、事業化への技術パッケージを作り上げ、それへの大型の投資を民間企業に呼びかける機能を作ることは難しいであろう。

それゆえ、この産業競争力・研究力中核大学群が作るイノベーション・エコシステムを民間ベースで支える事業主体を構築し、そこに大学出身者、産業界からの出向、VC・金融の専門家、事業開発人材などの技術の探索と目利きの専門家を集めた組織を作るとともに、このエコシステムの案件と資本をつなぐ金融機能がこれを支えるべきだと考える。

アメリカであれば、投資銀行やベンチャーキャピタルが、グラントとエクイティによる探索と PoC のファンド、ディープテック・ベンチャーファンド、スケールアッププロジェクトのファンドなどを準備し、こうした官民投資の拡大へと繋げている。残念ながら、我が国の金融は商業銀行が中心でありこうした投資銀行的な活動は弱い。その解決のために、金融界や金融庁とも連携しながら全体のスキームを構築する必要があるだろう。

金融との関係は、産業競争力・研究力中核大学群の在り方を少し超える議論であるため、ここではスキームの部分的な紹介に留めたい。

以上